

議案第7号

富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条により改正された介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定するものである。

富津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の基準)

第3条 法第79条第2項第1号の規定により定める申請者の基準は、規則で定める。

(指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準)

第4条 法第81条第1項の規定により定める指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準は、規則で定める。

(指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準)

第5条 法第81条第2項の規定により定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

(基準該当居宅介護支援に関する基準)

第6条 法第47条第1項第1号の規定により定める基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。